

平成27年度 社会福祉法人 育心会 事業報告

社会福祉法人 育心会は、障害者自立支援法に基づく事業として、

1. 生活介護事業
2. 施設入所支援事業
3. 短期入所事業
4. 就労継続支援B型事業
5. 共同生活援助事業

障害者自立支援法・児童福祉法に基づく地域相談支援事業として

1. 指定特定相談支援事業
2. 指定障害児相談支援事業

生活困窮者自立支援法に基づく事業として

1. 生活困窮者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応じる事業

公益を目的とする事業として、

1. 一般乗用旅客自動車運送事業
2. 必要な者に対し、相談、情報提供・助言、行政や福祉・保健・医療サービス事業者等との連絡調整を行う等事業

障害者自立支援法・介護保険法に基づく支援センター・ヘルパーステーション・デイサービス事業として

・障害者自立支援法に基づく事業として、

1. 居宅介護事業
2. 重度訪問介護事業

・介護保険法に基づく事業として、

1. 居宅介護支援事業
2. 介護給付訪問介護事業
3. 介護予防訪問介護事業
4. 通所介護事業
5. 介護予防通所介護事業

上記事業の指定を受け、経営に当たりました。

現在は障害者自立支援法に基づく5事業と障害者自立支援法・児童福祉法に基づく地域相談支援2事業と生活困窮者自立支援法に基づく1事業と公益を目的とする2事業として経営に当たっています。

地域や利用者から選ばれる事業所となる為、利用者の安全面を第一に考慮し快適な日常生活が送られるよう、安心・安全・安定したサービス提供に努めました。

又、更に多種多様なニーズに答えられるサービス提供の体制強化に取り組むため、職員の意識改革や技術向上に努めました。

支援センター、ヘルパーステーション、デイサービス事業は休止状態です。